

○財務省告示第六十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年二月四日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十八年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四  
十一回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
會計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十七条第  
一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし  
、価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適  
用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募







$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日
第二期以後の利子	毎半年六月二十日及び十二月二十日	を、支払期とし、各支払期にお	いて、その日以前六月間に属す	る利子を支払う。	平成三十七年十二月二十日	日本銀行	額面金額百円につき百円
					財務大臣から通知を受けた者		平成二十八年二月四日